

（3）生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ①年度当初の担任と生徒との二者面談、あいさつ運動、美化委員会と連携した落ち葉清掃などの活動や校外での体験活動を通して、生徒と教師や周囲の人々との触れ合いや信頼関係を大切にし、豊かな人間関係を築ける生徒の育成を目指す。
- ②いじめを防止するための校内体制を確立し、学校環境適用感尺度に係る調査、アンケートなどの実施や個人面談、三者面談等を活用していじめの未然防止に努める。
- ③生活指導部が中心となり、実態に即した基本的な生活習慣の確立や規範意識向上のための指導を計画的に進めていく。基本的な生活習慣や規範意識等のガイドライン（生徒心得）を再確認し、教職員の共通理解を図りながら全教職員で指導に当たる。

イ 進路指導

生徒一人一人の自己実現のため、自己理解・自己管理能力を深め将来にわたる生き方を考え、自らの進路を切り開く力を身に付けさせる。キャリアプランニング能力を育成するため、発達段階に応じ三年間を見通した進路指導を計画する。生涯にわたり、学習を継続しようとする課題対応能力を育み、進路を主体的に選択できるようにする。また、SDGs学習を中心とする体験学習を通して、人間関係形成・社会形成能力を育む。

（4）特別な配慮を必要とする生徒への指導

ア 学校全体としての指導

（ア）特別支援教育の充実に関わること

特別支援教育コーディネーターが中心となり、スクールカウンセラーや特別支援学校など関係諸機関との連携を密にしながら、校内の特別支援教育を計画的に進め、個に応じた支援体制の充実に努める。

（イ）帰国生徒や外国人生徒の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

担任・国語科・英語科が中心となり、学校生活への適応を支援する。また、日本語指導員の配置や、翻訳アプリを利用して生徒の日本語の習得を促す。

（ウ）不登校生徒への配慮に関わること

不登校生徒に対しては、家庭との連絡を密にし、スクールカウンセラーや教育相談センター等の関係諸機関と連絡を取りながら、生徒の実態を考慮した指導を行う。

イ 特別支援教室における指導及び配慮事項

（ア）自立活動

生徒の社会性の向上と心理的な安定を目指し、コミュニケーションスキルの育成を図る。また、状況に合わせた言動を身につけることで、社会適応能力の向上を目指す。一人一人の特性や本人・保護者の希望を把握し、状況に応じて個別・小集団による指導を取り入れ、関心意欲を高めた上で指導する。

（イ）配慮事項

在籍学級担任、特別支援教室コーディネーター、特別支援教室指導教員、特別支援教室専門員、臨床発達心理士等との連携を密にして指導にあたる。